

平成 3 0 年 9 月

第 4 回 人 吉 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案

人 吉 市

平成30年9月第4回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第59号	平成30年度 人吉市一般会計補正予算（第4号）
議第60号	平成30年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議第61号	平成30年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議第62号	平成30年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第63号	平成30年度 人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
議第64号	平成30年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第65号	平成30年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第66号	平成30年度 人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
議第67号	平成29年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
議第68号	平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
議第69号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第70号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第71号	人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議第72号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
議第73号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

- 議第 6 9 号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 0 号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 1 号 人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

平成 3 0 年 9 月 4 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 6 9 号

人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 6 年人吉市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 予防接種事故対策協議会の部の次に次のように加える。

消費者教育推進地域協議会	会長	日 6 , 0 0 0 円
	委員	日 5 , 5 0 0 円

附 則

この条例は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 6 年人吉市条例第 1 8 号）別表第 1 に、人吉市消費者教育推進地域協議会の会長及び委員の報酬額を規定するため、条例の一部を改正するものである。

議第 7 0 号

人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年人吉市条例第 3 4 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「次条第 2 号」を「次条第 1 項第 2 号」に、「第 1 6 条」を「第 1 6 条第 1 項」に改める。

第 6 条中「第 1 7 条第 1 項から第 3 項まで」の次に「並びに附則第 3 条」を加え、同条第 2 号中「保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 2 7 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第 1 6 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有す

るとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第2条中「若しくは」を「又は」に改め、「事業を行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条第1項、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 7 1 号

人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会条例の一部を改正する条例

人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会条例（平成 1 1 年人吉市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「2 年」を「3 年」に改める。

第 8 条を次のように改める。

（補則）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会の委員の任期を変更することその他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 7 2 号

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年熊本県指令市町村第 2 3 号）の一部を次のとおり変更する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

人吉市長 松岡 隼人

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年熊本県指令市町村第 2 3 号）の一部を次のように変更する。

第 7 条第 1 項中「3 2 人」を「4 5 人」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 広域連合議員は、構成市町村の長又は議会の議員により組織する。

第 8 条を次のように改める。

（広域連合議員の選挙の方法）

第 8 条 広域連合議員は、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、各構成市町村の議会において 1 人を選挙する。

2 前項の規定による選挙については、地方自治法第 1 1 8 条の例による。

第 9 条第 1 項中「2 年とする」を「当該構成市町村の長又は議会の議員としての任期による」に改め、同条第 2 項中「又は議員」を「又は議会の議員」に改め、同条第 4 項及び第 5 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成 3 1 年 2 月 1 3 日までの間における広域連合議員の定数は、この規約による変更

後の熊本県後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、32人とする。

- 3 この規約の施行の際現に在職する広域連合議員及び次項の規定による選挙により当選した広域連合議員の任期は、変更後の規約第9条第1項の規定にかかわらず、平成31年2月13日までとする。
- 4 施行日から平成31年2月13日までの間に広域連合議員に欠員が生じた場合は、この規約による変更前の第9条第3項から第5項までの例により選挙を行うものとする。

（提出理由）

広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により議会の議決を経る必要がある。

議第 7 3 号

工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

平成 2 9 年 6 月 2 7 日付け議第 4 6 号議案をもって議決された曙橋補修工事に係る工事請負契約の締結についての議決内容の一部を次のように変更する。

第 3 契約金額中「4 4 1 , 0 2 3 , 3 5 5 円」を「4 3 6 , 6 1 5 , 0 8 9 円」に改める。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

議会の議決を経た契約について、契約内容を変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

